

常設委員会及び特別委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第42条第 4 項及び第47条第 2 項の規定に基づき、常設委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 常 設 委 員 会

(種類及び所掌事項)

第 2 条 常設委員会（以下「委員会」という。）の種類及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 運営委員会

- ① 第 2 号から第 5 号までに掲げる委員会間の意見の調整及び理事会の運営に関する事項
- ② 理事会に報告すべき事項であつて会長が特に重要であると認めた事項
- ③ 理事会から特別に諮問又は委任された事項

(2) 総務委員会

- ① 定款その他諸規則等に関する事項（他の委員会の所掌に属することを除く。）
- ② 本会の組織に関する事項
- ③ 本会の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- ④ 本会の入会金及び会費に関する事項
- ⑤ 会員の商品取引責任準備金の管理に関する事項
- ⑥ 本会の経理処理に関する事項
- ⑦ 本会の広報に関する事項
- ⑧ その他本会の運営に関し他の委員会の所掌に属しない事項

(3) 自主規制委員会

- ① 会員の商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の受託及び委託の勸

誘並びにこれらに付帯する業務（以下「受託等業務」という。）に関する事項

- ② 会員の受託等業務に係る自主規制規則に関する事項
- ③ 制裁規程に関する事項
- ④ 苦情処理規則及び紛争処理規程に関する事項
- ⑤ 会員の情報開示（ディスクロージャー）に関する事項
- ⑥ 会員の外務員の登録等に関する規則に関する事項

(4) 研修委員会

- ① 外務員講習会に関する事項
- ② 外務員登録更新講習に関する事項
- ③ 会員の役員及び使用人の研修に関する事項

(5) 監査委員会

- ① 会員に対する監査に関する事項
- ② 会員の会計処理に関する事項

（構成）

第3条 運営委員会は、会長、副会長及び会長が委嘱した者をもって構成する。

2 総務委員会は、会員理事、会員の役員及び先物取引について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから選任する委員をもって構成する。

3 前条第3号から第5号までに掲げる委員会は、会員理事、会員の役員及び商品取引所若しくは商品先物取引業界に関係のある団体（以下「関係団体」という。）の役職員又は学識経験者並びに会長が委嘱した者のうちから選任する委員をもって構成する。ただし、第3号に掲げる委員会の委員については、会員外の者から選任する委員が委員総数の過半数を占めなければならない。

4 委員会（運営委員会を除く。）の委員の総数及び内訳は別表のとおりとする。

5 委員会に、委員長1名及び副委員長1名又は若干名を置く。

6 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項に関する委員会の審議結果を理事会に報告する。

7 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員長は、理事のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。

3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、辞任又はその任期が満了した後においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

6 委員の報酬については、理事会の議決により定める。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面等による委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることによって、委員会の議決に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における議決について準用する。

(会長等の出席)

第8条 会長及び副会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を経て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その所掌事項の一部の審議をこれに行わせることができる。

- 2 小委員会の委員は、その委員会の委員、会員の役職員、商品取引所若しくは関係団体の役職員又は学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 小委員会の委員長は、その委員会の委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 4 小委員会の委員長は、会議の議長となり、小委員会の審議結果を委員会に報告する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 第7条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(運営委員会の特例)

第12条 第4条第2項、第4項及び第5項、第8条並びに第10条の規定は、運営委員会については適用しない。

第3章 特別委員会

(構成)

第13条 特別委員会は、会員理事、会員の役職員、商品取引所若しくは関係団体の役職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第14条 第4条（第4項を除く。）の規定は、特別委員会の委員について準用する。

2 特別委員会の委員の数及び任期は、理事会の議決により定める。

(規定の準用)

第15条 第3条第4項から第6項まで及び第5条から第11条までの規定は、特別委員会について準用する。

附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に選任される委員の任期については、第4条第4項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第2号⑤及び第3号①を改正。

【別 表】

委員会名	委員の総数	内、会員外
総務委員会	11名以上 15名以内	名以内 3
自主規制委員会	9名以上 13名以内	過半数
研修委員会	9名以上 12名以内	3
監査委員会	9名以上 12名以内	3

規 律 委 員 会 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第43条第3項に基づき、規律委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、理事、会員代表者及び会員外の者のうちから選任する委員をもって構成する。

2 委員の数は、9人以上13人以内とする。ただし、会員外の者から選任する委員は、委員（以下「会員外委員」という。）は、総数の過半数を占めなければならない。

(委 員)

第3条 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、辞任又はその任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。ただし、委員長及び副委員長1人は、会員外委員でなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議結果に基づき、制裁の執行又は制裁に係る審議を行うよう会長に要請する。

4 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が随時招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席があり、かつ、会員外委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する場合には、その審議及び議決に参加することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(会長の出席)

第7条 会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(議事に関係のある者等の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

(細則の制定)

第10条 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成6年6月22日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条に規定する委員定数（理事及び会員代表者のうちから選任する委員6人、その他の委員3人）を改正。

2 平成7年度に選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 この規則の改正後の当初の委員である者の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

(1) 第1条、第2条第1項、第3条第5項、第4条第1項から第3項、第5条及び第6条第1項から第3項を改正。

(2) 旧第3条第1項を改正し、第2条第2項に繰り上げる。

(3) 旧第3条第2項、第3項を改正し、第3条第1項、第2項に繰り上げる。

(4) 旧第8条から旧第11条を改正し、それぞれ第7条から第10条に繰り上げる。

(5) 第3条第3項を新設。

(6) 旧第7条及び第10条第2項を削る。

附 則

この改正は、平成11年5月26日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

平成11年4月1日施行の附則第2項を新設。

規律委員会規則に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）第10条に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(書面等による委員会)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 規則第6条の規定は、前項の場合について準用する。

(書面等による委員会の議事録)

第3条 規則第9条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

(特別利害関係事案)

第4条 規則第6条第2項に規定する特別な利害関係を有する場合とは、次のとおりとする。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の会員の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。
- (2) 委員が、事案の会員に対して、商品取引所法第196条第2項に規定する他の法人に対する支配関係を有するとき。
- (3) その他委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。

附 則

この細則は、改正規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条第3項に基づき、綱紀委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、本会常勤役員1人、会員代表者2人及び学識経験を有する者2人で会長が任命する5人の委員をもって構成する。

2 委員の報酬は、規律委員会委員の報酬を準用する。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は1人とし、委員のうちから会長が指名する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が随時招集する。

(議決方法等)

第5条 委員会は、全員出席により開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員総数の過半数の出席で開催することができる。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。この場合において、特別な利害関係を有する事項に関する規定は「規律委員会規則に関する細則」第4条の規定を準用する。

3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面等による委員会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面そ

の他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(議事に関係のある者等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第6条第1項の書面等による委員会の議事録は、前項による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合は、当該書面をもってこれに代えることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第1項、第5条第1項及び第3項を改正。

あっせん・調停委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第45条第 3 項に基づき、あっせん委員及び調停委員会の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(あっせん・調停委員の委嘱)

第 2 条 あっせん・調停委員会の委員（以下「委員」という。）は、先物取引について学識経験を有する法律専門家等（本会が別に定める委員の選任要件に合致する者に限る。）のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし、本会が別に定める委員の欠格事由に該当する者に委嘱することはできない。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員の身分)

第 3 条 会長は、前条第 1 項に基づき委員を委嘱した者が別に定める委員の欠格事由に該当することとなったときは、その委嘱を解かなければならない。

2 前項の場合を除き、委員はその委嘱を解かれることはない。

第 2 章 あっせん委員

(あっせん委員の指名)

第 4 条 あっせん委員は、第 2 条により委嘱した委員のうちから、事案ごとに会長が指

名する。

- 2 会長は、あっせん委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名し補充しなければならない。
- 3 前2項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

第 3 章 調 停 委 員 会

(調停委員の指名及び調停委員会の構成等)

第5条 紛争処理規程第17条第1項に規定する調停を行うため、第2条により委嘱した委員のうちから、事案ごとに会長が指名した委員（以下「調停委員」という。）3人からなる調停委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

- 2 前項の委員会の調停委員は、事案によっては5人とすることができる。
- 3 前2項の調停委員のうち1人は、当該調停の申立てに係る紛争の解決のあっせんを担当したあっせん委員とする。
- 4 会長は、調停委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名し補充しなければならない。
- 5 前各項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、調停委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、調停手続きを指揮する。ただし、委員長が欠け又は事故あるときは、他の調停委員がその職務を行い又は代理する。

(委員会の招集及び議決方法)

第7条 委員会は、委員長が随時招集する。

- 2 委員会は、調停委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、3人の調停委員で委員会を構成する場合においては、全員の出席がなければ開くこと

ができない。

- 3 調停委員は、各1個の議決権を有する。
- 4 委員会の議事は、出席調停委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(書面等による委員会)

第8条 委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により調停委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

(書面等による委員会の議事録)

第10条 前条の規定は、第8条の書面等による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

(細則の制定)

第11条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第1項及び第2項を改正。

あっせん・調停委員会規則に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、あっせん・調停委員会規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(あっせん・調停委員の選任要件)

第2条 規則第2条に規定するあっせん・調停委員の選任要件に合致する者は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士
- (2) 法律学者
- (3) その他本会が認める者

(あっせん・調停委員の欠格事由)

第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定するあっせん・調停委員の欠格事由は、次のとおりとする。

- (1) 過去5年にわたり上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買等に関係ある事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における取引若しくは商品取引受託業務を行う企業の役員、顧問若しくは評議会となり、直接又は間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、若しくは当該企業に投資し、又は商品先物取引に係る紛議に関与したことがある者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- (6) 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 公認会計士又は税理士として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(特別利害関係事案)

第4条 規則第4条第3項及び第5条第5項に規定する特別な利害関係を有する委員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又はその四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が当事者であるとき。
- (2) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又はその四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が法人である当事者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が法人である当事者の発行済株式総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の相当数又は相当額の株式又は出資を所有するとき。
- (4) 委員が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。
- (5) 委員が当事者の代理人であり、又はあったとき。
- (6) 委員が当事者と顧問契約を締結しているとき。
- (7) その他会長が特別な利害関係を有するものと認めるとき。

2 会長は、当事者の申立て等により、あっせん委員又は調停委員が前項に定める特別な利害関係を有する者となったとき、又は有する者であることが判明したときは、当該委員の指名を取り消すものとする。

(委員会の人数の特例)

第5条 規則第5条第2項に規定する事案は、調停に係る申出金額が5,000万円以上の事案、取引期間が3年以上の事案その他会長が特に必要と認めた事案をいう。

附 則

この細則は、規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条を改正。

外務員登録等資格委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第46条第3項の規定に基づき、外務員登録等資格委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

2 委員の数は7名以上11名以内とする。

(委員)

第3条 委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、辞任又はその任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ理事会の同意を経て、会長がこれを選任する。

3 委員長は、会議の議長となり、委員会の議決した事項に関し、その執行を会長に要請する。

4 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が随時招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する場合には、その審議及び議決に参加することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(議事に関係のある者等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(書面等による委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 第6条の規定は、前項の場合において準用する。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 前条第1項の書面等による委員会の議事録は、前項による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、「外務員資格試験委員会規則」は廃止する。

上級外務員認定審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第47条第2項において準用する定款第42条第4項の規定に基づき、上級外務員認定審査委員会の設置、構成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会に、定款第47条第1項の規定に基づき、特別委員会として、上級外務員認定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、上級外務員認定規則に基づき、試験の内容その他試験の実施に関する事項の決定及び上級外務員の認定、認定の効力の停止若しくはその解除又は認定の取消しについての審査を行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、商品取引所の役職員又は会員外の学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、5人以上7人以内とする。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

(委員)

第5条 委員会の委員長は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議結果を会長に報告する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議の招集)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(議決方法等)

第8条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、各1個の議決権を有する。

3 ただし、特別な利害を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面等による委員会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集は行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を行うものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における議決について準用する。

(委員以外の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その所掌事項の一部を行わせることができる。

2 小委員会の委員は、委員会の委員又は学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。

3 小委員会の委員長は、委員会の委員長が指名した者がこれに当たる。

4 小委員会の委員長は、会議の議長となり、小委員会の決定した事項を委員会に報告する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第9条第1項の書面等による委員会の議事録は、前項による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

(細則の制定)

第13条 委員会は、議事手続その他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年9月11日から施行する。